

「東京都教育ビジョン（第3次）」の「10の取組の方向」

3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

1 人権教育の推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

(1) 国における取組

政府は、平成6年12月の国連総会において、平成7年から平成16年までの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、平成9年7月「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成9年3月には、法務省に人権擁護推進審議会が設置され、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について調査審議を行い、平成11年7月、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発のより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとし、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定した。

この法律により、国や地方公共団体は、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるように多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨とし、人権教育及び人権啓発を行わなければならないとの基本理念が示された。また、同法第7条に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年3月「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。

(2) 東京都における取組

国連10年国内行動計画には、「地方公共団体等が本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待する」との記述がある。

東京都は、国連10年国内行動計画の趣旨に積極的に対応するものとして、平成12年11月、「東京都人権施策推進指針」（以下「推進指針」という。）を策定した。

基本理念を「人間の存在や尊厳が脅かされることなく、自らを律する自立した個人が、権利行使に伴う責任を自覚し、共存と共感で相互に支え合い都民が世界に誇れる東京をつくる」とする推進指針には、21世紀を展望し総合的に人権施策を推進していくための道筋や、東京における人権問題の状況として、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題が挙げられている。

また、課題が複雑に絡み合い、これまでの施策と手法では対応できない新しい課題については、救済・保護、啓発・教育、支援・助成の三つの観点から人権施策を推進するとし、教育においては、人権尊重の理念を社会に定着させ、人権の意義が広く

社会に浸透するよう、学校教育や社会教育等を通じて効果的に人権教育を進めることとしている。

都教育委員会は、人権問題の解決に当たり、教育の果たす役割が極めて重要であるとの認識に立ち、日本国憲法、教育基本法の精神に基づき、「東京都教育委員会の教育目標」を達成するための基本方針の1に「『人権尊重の精神』と『社会貢献の精神』の育成」を掲げ、平成26年度教育庁主要施策に「人権教育に関する研修・啓発・研究の推進」を位置付けている。推進指針等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進していく。

(3) 平成26年度の事業概要

ア 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進する。

(ア) 指導資料、啓発資料の作成

- ・ 人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム(学校教育編)」を作成し、学校の全教員等に配布する。
- ・ 啓発資料「みんなの幸せを求めて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、次期教材ビデオの企画を行う。

(イ) 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係者に対する研修を実施する。

(ウ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集、整備し、閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

イ 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を51校設置する。

ウ 研究活動の推進

人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。

(ア) 研究推進事業

(イ) 教職員の研究活動に対しての奨励事業

(ウ) 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

2 道徳教育の推進（指導部）

(1) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

都内公立小・中学校等の全児童・生徒に配布する東京都道徳教育教材集の活用を推進し、規範意識や思いやりの心などの豊かな心が育まれるよう、各学校の教育活動全

体を通じた道德教育の充実を図る。

(2) 道德授業地区公開講座の充実

東京都道德教育教材集の活用等により道德授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道德教育の取組を一層推進する。

(3) 東京都道德教育推進教師養成講座の実施【新規】

各小・中学校等の道德教育推進教師を対象とした養成講座を実施し、道德教育推進教師を中心に、全ての教員の道德教育に関する指導力を向上させるとともに、各学校における組織的な道德教育の推進体制・指導体制の確立を図る。

(4) 学校における動物愛護等の普及・啓発活動の促進

動物飼育に係る指導方法の開発や獣医師等との連携に先進的に取り組む「小学校動物飼育推進校」を指定し、各推進校における実践の成果を全都に普及・啓発していく。

(5) 人間としての在り方生き方に関する新教科の設置【新規】

平成 19 年度から全都立高校で実施されている教科「奉仕」と、キャリア教育及び道德教育を一体化して設定する新教科についての検討委員会を継続して設置し、都立高校生の実態を踏まえ養うべき道徳性や指導方法・内容について検討を進める。

新教科の学習を通して、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成するとともに、体験活動に内包される道徳的価値に気付かせ、人間としての在り方生き方についての自覚を深めさせる。